

### 設置認可を予定している施設の概要 4

No	区 分	内 容	
1	意見聴取の内容	保育所からの移行による幼保連携型認定こども園の設置認可	
2	施設 の 名 称	(仮)和順こども園及び和順こども園分園(現 和順保育園及び分園)	
3	所 在 地	【本園】横須賀市久里浜2-19-14 【分園】横須賀市久里浜2-18-1	
4	設 置 者	社会福祉法人和順会 理事長 渡部 俊賢	
5	開 設 予 定 日	令和3年4月1日	
6	設 置 認 可 に 至 る ま で の 経 緯 の 概 要 等	令和元年度に分園を新設し、令和2年度より本園及び分園が一体となって保育所を運営している。来年度から新たに1号認定子どもを受け入れ、幼保連携型認定こども園に移行する。この移行に伴い、保育所は廃止する。	
7	施 設 の 概 要	敷地面積	【本園】499.61㎡(借地) 【分園】487.41㎡(自己所有地)
		建築面積	【本園】269.49㎡ 【分園】232.41㎡
		延床面積	【本園】714.12㎡ 【分園】406.53㎡
		構 造 ・ 階 数	【本園】鉄骨造 地上3階建て 【分園】鉄骨造 地上2階建て
8	令 和 3 年 度 定 員	129人(本園79人/分園50人)(現在の認可・利用定員120人)	
9	子 ども の 内 訳 及 び 学 級 数	【本園】 【1号9人(0)】3才3人(0)、4才3人(0)、5才3人(0) 【2号70人(70)】3才23人(23)、4才23人(23)、5才24人(24) 【分園】 【3号50人(50)】0才10人(10)、1才20人(20)、2才20人(20) ※( )内の人数は現在の定員数 【学級数】4学級【3才児(2)、4才児(1)、5才児(1)】	
10	職 員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で18人(16)以上】 園長1人(1)、主幹保育教諭1人(0)、保育教諭22人(20)、調理員(栄養士1人含む)5人(5)、事務員1人(1)、学校医(嘱託)2人(2)、学校歯科医(嘱託)1人(1)、学校薬剤師(嘱託)1人(0) 【合計34人(30)】 ※( )内の人数は現在の人数 ※主幹保育教諭及び保育教諭は常勤換算後の人数	
11	設 備 等	【本園】保育室4、一時預かり保育室1、職員休憩室1、調理室1、事務室(医務室兼用)1、子育て支援相談室1、便所(園児用3か所・職員用4か所)、沐浴室1、駐車場20台 等	

		<p>【分園】乳児室（ほふく室）2、保育室1、職員休憩室1、調理室1、事務室1、医務室1、相談室1、便所（園児用2か所・職員用3か所）、調乳室1、沐浴室1、駐車場3台 等</p> <p>【園庭】656.21 m<sup>2</sup>（本園の屋上園庭及び分園敷地内の園庭を含む） （必要園庭面積 546.00 m<sup>2</sup>）</p>
12	子育て支援事業	別紙「子育て支援事業実施調書」の2事業を実施予定
13	資産の状況	総資産額約6億3300万円（令和2年3月31日現在）
14	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所は廃止</li> <li>・一時預かり事業（一般型）を新規実施予定</li> </ul>
<b>設置者や現在運営している施設等の沿革</b>		
<p>（昭和45.4）和順保育園を定員60人で開園</p> <p>（昭和45.8）社会福祉法人和順会設立認可</p> <p>（平成22.4）園舎老朽化及び待機児童対策のため新園舎を建設し、定員を60人から90人に変更</p> <p>（令和2.3）分園舎を新設</p> <p>（令和2.4）90人から120人に定員を変更し、本園及び分園で保育所運営開始</p>		
<b>施設の設置に至った動機・施設設置にあたっての抱負等</b>		
<p>動機としては第1に地域に必要とされる施設になるためです。今の社会は核家族が増え、子育てに対する不安やストレスで子どもに当たったり、自分では気づかずに不適切な養育をしまったり、誰に相談していいのかもわからずに適切な支援を受けられない保護者や子どもが現実にはいます。幼保連携型認定こども園に移行し、このような地域の子育ての不安等に対し支援することで、地域に必要とされる施設になるということです。</p> <p>第2に教育と保育を一体的に行う施設になるためです。移行することにより教育を受けたい人が入園できるようになります。</p> <p>第3は分園舎を新設し、教育・保育環境が整ったことです。今年度から分園を開園したことにより、保育室等のスペースができ、子育て支援事業が実施できるようになりましたので、この保育室で一時預かり事業を行う予定です。</p> <p>幼保連携型認定こども園という施設を地域の子育て支援の場とし、すべてのものが平等でかけがえのない生命を育ていけるような社会になるよう、教育・保育に邁進していきます。</p>		

## 子育て支援事業実施調書

### 事業内容

事業番号	事業名	内容（目的，対象，実施回数など）
③	一時預かり事業 （一般型）	保護者の就労を問わず、一時的な保育を行う。
④	関係機関との連絡、調整業務	地域の子育て等に関する相談、援助及び保育サービスの連絡調整を行う。

下記の①～⑤の事業のうち2つ以上の子育て支援事業を行っていただくようお願いいたします。ただし、④については必須事業となります。従って、④を含めて2つ以上の事業について記載してください。

※「事業番号」欄には以下の番号を記入してください。

- ①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその助言その他必要な援助を行う事業
- ②地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

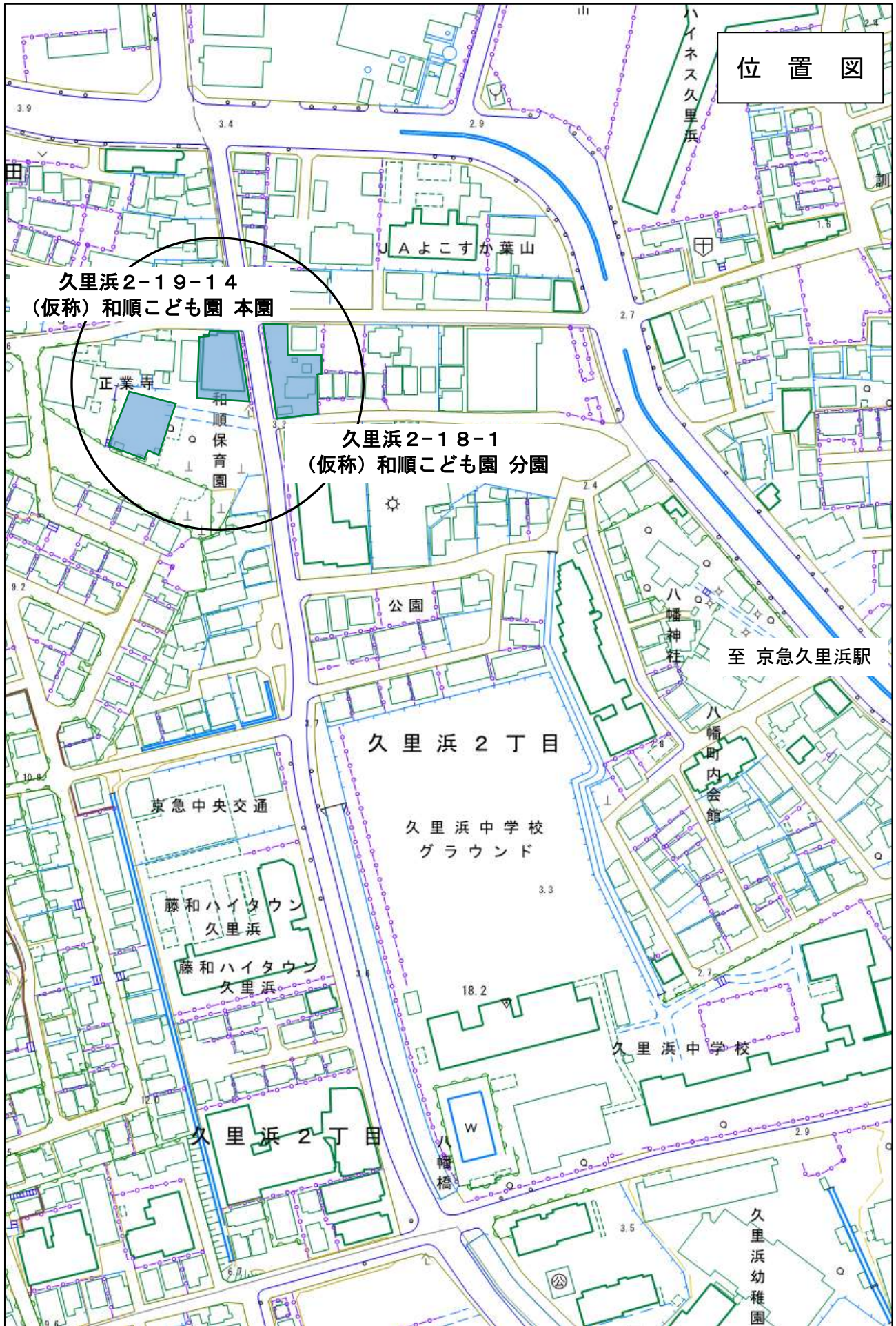
※根拠：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

（認定こども園法）第2条第12項及び同法施行規則第2条

位置図

久里浜2-19-14  
(仮称)和順こども園 本園

久里浜2-18-1  
(仮称)和順こども園 分園



至 京急久里浜駅

久里浜2丁目

久里浜中学校  
グラウンド

久里浜中学校

京急中央交通

藤和ハイタウン  
久里浜

藤和ハイタウン  
久里浜

久里浜2丁目

久里浜幼稚園